

(第80号議案)

令和2年(2020年)10月5日
子ども文教委員会資料
教育委員会事務局指導室

中野区立教育センター条例(昭和58年中野区条例第14号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 中野区における学校教育の充実及び振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、中野区立教育センター(以下「教育センター」という。)を<u>東京都中野区中央一丁目41番2号</u>に設置する。</p> <p>第2条～第4条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和3年11月29日から施行する。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 中野区における学校教育の充実及び振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、中野区立教育センター(以下「教育センター」という。)を<u>東京都中野区野方一丁目35番3号</u>に設置する。</p> <p>第2条～第4条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>